

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（案）の概要

1. 改正の趣旨

○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「均等法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、事業主は、女性労働者が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定に基づく保健指導又は健康診査において医師又は助産師から受けた指導事項を守ることができるようにするために必要な措置（以下「母性健康管理措置」という。）を講じなければならないこととされている。その具体的な措置については、同条第 2 項の規定に基づき、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 9 年労働省告示第 105 号。以下「指針」という。）において規定されている。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況等を踏まえ、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、令和 2 年 5 月 7 日に指針を改正し、母性健康管理措置として、新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえ、令和 3 年 1 月 31 日までの間、新型コロナウイルス感染症に関する措置を規定したところ。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置が 1 年間延長される見込みであることを踏まえ、当該措置の期限を延長するもの。

2. 改正の概要

○ 現在令和 3 年 1 月 31 日とされている新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の期限を、令和 4 年 1 月 31 日に延長する改正を行う。

3. 根拠条項

○ 均等法第 13 条第 2 項

4. 適用期日等

○ 告示日：令和 2 年 12 月 28 日（予定）

○ 適用期日：告示日（予定）